

四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月29日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第56号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則（昭和39年四日市市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（指定代理納付者の指定）</u></p> <p><u>第22条の3 主管の長は、法第231</u> <u>条の2第6項に規定する指定代理納付</u> <u>者（以下「指定代理納付者」という。</u> <u>）を指定しようとするときは、あらか</u> <u>じめ、会計管理者と協議しなければな</u> <u>らない。協議の内容に変更が生じると</u> <u>きも、同様とする。</u></p> <p><u>2 市長は、指定代理納付者を指定し、</u> <u>又はこれを変更し、若しくは取り消し</u> <u>たときは、その旨を告示するものとす</u> <u>る。</u></p>	

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

（会計管理室）